

あたごふれあい人権文化センターだより 2023年4月1日発行

発行：あたごふれあい人権文化センター
住所：〒682-0846
鳥取県倉吉市鴨河内1818-2
電話：0858-28-5440 (FAX兼)
E-Mail：atago@ncn-k.net

あたごふれあい人権文化センターだより
「心ゆたかに」に関するご意見・ご要望を
お寄せください。

～令和5年4月1日施行～ 『こども基本法』概要

「子どもの権利条約」(日本1994年5月22日発効)は、子どもを権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同じく、ひとりの人間としてもっている権利を認めています。しかし、子どもについてはこれまで包括的な権利を定めた基本法が定められていないままの状態、それぞれの法律に基づいた措置が行われてきました。「こども基本法」は、子どもの権利を包括的に定め、国の基本方針を示す初めての法律です。

目的

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども施策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

定義

◎こどもとは⇒心身の発達の過程にある者

◎こども施策とは⇒

- ①新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- ②子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- ③家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備



こども基本法で使われている「こども」「こども施策」という言葉の定義が示されています。こどもは18歳という年齢で明確に区切ることはせず、心身の発達の過程にある者という定義になっています。こども施策は成長に対する支援だけでなく、子育てに伴う喜びを実感できる社会を目指して、生まれる前からの支援や養育環境の整備も示されています。(裏面につづく)

差別落書きは重大な人権侵害です！

※差別発言に遭遇した場合や差別落書きを発見した場合、悩みごと、生活に困っていることなど、人権政策課または最寄りの人権文化センターへご相談ください。

人権政策課 TEL0858-22-8130

あたごふれあい人権文化センター TEL0858-28-5440

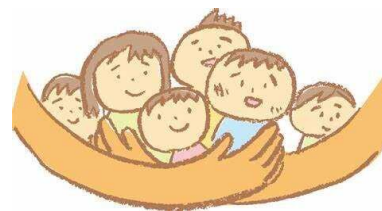


基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

基本的施策

- 施策に対するこども等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- 施策の充実及び財政上の措置等



責務と努力義務

- ① 国・地方公共団体に対し、基本理念にのっとり、こども施策を策定・実施する責務を課しています。
- ② 事業主に対し、仕事と家庭の両立等の雇用環境の整備に係る努力義務を課しています。また、国民に対して、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう務めるものとする。といった努力義務を課しています。

国際的に作られた「子どもの権利条約」に、こどもの意見の尊重(子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します)という原則がありますが、これまで日本で作られたこどもに関する法律にはこどもの意見表明権についての明記はありませんでした。こども基本法で、こどもの権利が明確に示され、「こどもの意見を表明する機会が確保される。意見が尊重される。」と理念や基本的施策に取り入れられたことは特に重要であるとともに、すべての子どもを対象にし、子どもの権利条約にのっとり法律ができたことは、子どもの尊厳が大切にされる社会に向けた大きな一歩だとされています。

あたごふれあいサロン

日時:4月21日(金)13:30~

内容:絞り染め

※絞り染め(しぼりぞめ)は布の一部を縛るなどの方法で圧力をかけ染料が染み込まないようにすることで模様を作り出す模様染めの技法の一つです。今回は輪ゴム等で縛って模様を作っていきます。

参加費:500円

材料準備の都合上、4月14日(金)までに、あたごふれあい人権文化センターへお申し込みください。

